



ともに築こう豊かな消費社会



CAA 10 years

～誰一人取り残さない 2019～

5月は消費者月間



消費者ホットライン

困った時は一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188番にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活窓口をご案内します。



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

Q 消費者月間

検索